二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの
イ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが書面である場合　当該勾留状に代わるものの謄本
ロ　法第二百七条の三第三項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合　当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたもの
（勾留状の謄本等の弁護人への提供の請求の方式）
第百五十条の七　［略］
［2　略］
3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第百五十条の五第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。
（勾留状の謄本等を弁護人に提供する旨の裁判）
第百五十条の八　裁判官は、第百五十条の六第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本又は当該勾留状に代わるものに記録されている事項の全部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に代わるものに記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載又は記録がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本（勾留状が電磁的記録である場合にあつては、当該勾留状に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該勾留状に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）を提供する旨の裁判をしなければならない。
一　第百五十条の六第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。
二　第百五十条の六第六項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
［2　略］
（処置をとるべきことの請求）
第百五十条の九　裁判官は、第百五十条の六第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
［2　略］

（勾留状の謄本の弁護人への交付の請求の方式）
第百五十条の六　［同上］
［2　同上］
3　第一項の書面において前条第一項の規定による請求であることが明らかでない場合には、請求者が被疑者である請求については第百五十条の四第一項の規定による請求とみなし、請求者が弁護人である請求については前条第一項の規定による請求とみなす。
（勾留状の謄本を弁護人に交付する旨の裁判）
第百五十条の七　裁判官は、第百五十条の五第六項の規定による勾留状に代わるものの謄本の交付があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、弁護人に対し、勾留状に記載された個人特定事項のうち法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）に記載がないものを被疑者に知らせてはならない旨の条件を付して勾留状の謄本を交付する旨の裁判をしなければならない。
一　第百五十条の五第五項後段の規定による措置によつて、法第二百一条の二第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名誉又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。
二　第百五十条の五第六項の規定による措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
［2　同上］
（処置をとるべきことの請求）
第百五十条の八　裁判官は、第百五十条の五第五項後段又は前条第一項の規定により付した条件に弁護人が違反したときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。
［2　同上］